

児童情報共有システム運用保守 業務委託提案要求仕様書

令和6年10月25日

世田谷区

※この仕様書は、プロポーザル方式による事業者選定にあたり区が要求する契約内容についての水準を仕様化した想定仕様書であり、実際の契約にあたっての仕様書は、選定された候補者と仕様調整を行い決定するため、必ずしもこの仕様書のとおりではない。

1 件名

児童情報共有システムの運用保守業務委託（長期継続契約）

2 履行期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

※区は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約にかかる歳出予算の減額または削減があった場合、この契約を変更または解除することができる。

3 履行場所

区担当者の指示に従うこと。

4 履行内容

子ども家庭支援センター及び児童相談所で支援等の対象となっている児童の所属機関から当該児童の登園・登校状況等の情報提供を受けるツールとして、児童情報共有システム（以下、「システム」という。）の保守、運用支援を下記のとおり行う。

（1）全体管理

- ① 下記（2）～（4）の履行内容の進捗管理を行うとともに、区からの問合せや連絡の窓口となって全体の取りまとめを行うこと。
- ② 必要に応じ随時打合せを開催し、区担当者との情報共有および連絡調整を行うこと。
会議の記録は、受託者が二部作成し、双方確認のうえで保管すること。

（2）児童情報共有システムの運用保守

① システムのバージョンアップ

機能追加や設計改善などのバージョンアップを行い、運用及び保守契約の範囲内において、バージョンアップ対応を行うこと。本バージョンアップは、インターネットにおける新技術やトレンドに追従し、アップデートを繰り返すことにより、社会状況等に応じたシステムであること。

② システムの管理・運用

24時間365日サービス提供が可能であること。（システムメンテナンス等による停止は除く。ただし、計画的なサービス停止は原則日曜・祝日、または平日・土曜日の20時から6時とし、10日前までに子ども・若者部児童相談支援課に事前に連絡をすること。）

③ システム構成・セキュリティ要件

- ・ブラウザとサーバ間のアクセスに関しては、SSL/TLS で通信が暗号化されていること。
- ・アクセスログが取得できること。パスワード相違によりログインに失敗したログについても取得できること。
- ・冗長化されたサーバ構成でシステムが運用されていること。
- ・データセンターは国内に設置された専用施設で、JDCC が制定しているファシリティ

基準において、ティアレベル3相当以上を満たしていること。

- ・ データセンターの耐震数値は震度7程度で耐震もしくは免震構造の建物とし、その他火災・停電・漏電等の災害対策を行っている建物であること。
- ・ データセンターの設備については、電源、空調及びネットワーク網はすべて二重化対応がされていること。また、非常用電源設備を備えていること。
- ・ データセンターは外部からの侵入、破壊行為等の人為的災害を未然に防止する対策が施されていること。
- ・ サーバに蓄積するデータは、最新の10世代分まで保持およびバックアップができること。
- ・ データセンターの入退室管理については、24時間の監視、ICカード等による不正入室の排除、監視カメラ、ネットワークの監視等を行っていること。
- ・ ファイアウォールの設置、OS及びウイルス対策ソフトを最新の状態に保つ等、外部からの攻撃に関するセキュリティ対策が施されていること。
- ・ 個人情報保護のため、所属施設・氏名・学年のみの情報でサービスの運用が可能なこと。

(3) システム運用支援

- ・ 問い合わせ担当者を設定し、区から問い合わせがあった内容について、おおむね翌営業日までに問い合わせ担当者がメール又は電話により区担当者へ回答すること。
- ・ 各施設からの問い合わせ窓口を設け、平日（年末年始除く）の9時から18時の間で稼働すること。ただし、緊急を要する場合の対応については、本区と協議の上対応すること。

(4) システムの提供および保守

- ・ システムの提供および保守を行うこと。これに関する費用は、4 履行内容（前提）に記載のとおり、サービスの利用料に含むこと。
- ・ システム構成機器の障害発生時には障害報告受審後、原則1時間以内に初動対応を行い、速やかに原因を分析して故障個所の修繕又は機器交換を行い、正常な状態に復旧すること。

5 施設の立ち入り

受託者は、区施設への立ち入り方法等については、区担当者の指示に従うこと。

6 データ保護

受託者は、本仕様書のほかの条項において定める事項のほか、個人情報保護上、「電算処理の業務委託契約の特記事項」（別紙1）を遵守すること。

7 完了届

受託者は、本契約の履行完了後、直ちに完了届を提出しなければならない。

8 支払方法

本区と協議の上、決定する。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、区及び受託者が協議の上定める。

10 担当

子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当 電話 03-6304-7745

※組織改正があった場合は別途通知する。